

一般会計予算審査特別委員会

平成24年3月15日(木)

◎ 開 議 の 宣 告 (午前10時00分)

○委員長(大光 巖) ただいまから一般会計予算審査特別委員会の会議を開きます。

出席委員数は18名であります。

14日の委員会に引き続き、議案第17号の審査に入ります。

それでは、第8款土木費について、92ページから105ページまでの質疑を願います。質疑はございませんか。

○委員(小久保重孝) では、トップバッターを務めますので、時間稼ぎをしていますから、ぜひ皆さん質問をお願いしたいな。

まず、河川維持費のところですか、96ページ、97ページ、牛舎川の河畔林の伐採事業、ずっと継続をしてきております。新年度の予算にも計上されておりますが、これについては既に担当のほうにも一部クレームを伝えさせていただきましたが、その伐採の方法が非常に荒っぽいのではないかと、そんなお話を実は一月ぐらい前にさせていただいております。それはどういうことかといえば、地域としてはドロノキから出てくる被害というか、環境被害ということの訴えがあって、そのことから伐採というものが急がれたということもあるのですが、ただ一方で牛舎川の沿川の住民の方は、ここまで伐採をするとは思わなかったというような声をお聞きをしました。実際に現地を見させていただいたり、またそのクレームについてどうであったのか。要するにやり方が問題なかったのかという確認をさせていただきましたが、そのことの状況の確認と、新年度については、ではどのようにその辺を気をつけながら進めていくのかという点、まず確認をさせていただきたいと思います。

○建設課長(高梨善昭) 牛舎川のドロノキの伐採につきましては、確かにクレームいただきまして、こちらでも反省しております。それで、23年は130本ほど切ったのですけれども、24年度につきましては今のみどり団地から上から高速道路までということで、あそこは側道がついておりまして、上のほうから入れるのです。ですから、そっちのほうから入ってはやっていくのですけれども、確かに23年度におきましては本数とかは自治会等にお知らせしたのですけれども、施工方法とか、ちょっとそれは我々欠けていたなということを反省を踏まえまして、24年度は地域に密着したような形でやっていきたいと、そう思っております。

以上です。

○委員(小久保重孝) 改善を約束をしていただいたということで、前向きに受けとめさせていただきませんが、ただこれはこれに限らず、恐らく住民合意というものの進め方というものの見直しとまでは言わないかもしれませんが、そのことを私も考えさせられたと思っています。といいますのは、やっぱり地域としては自治会長さんを中心として、当然指定箇所の問題について事前に行政側から周知をして、自治会長さんがいろんな会合を通じてその場所のやり方など説明をしているはずであります。つぶさに各個人まで、どうするかなどということまで行政ができるかということ、これ

は現実的には不可能ということでもありますから、そう考えれば、その先、要するに行政から先の部分がどうであるのかということも考えていかなければならないのかなということを考えさせられたわけであります。今回もやはり自治会長さんはもちろんよく理解をされていて、ただ牛舎川の沿川の方はやっぱりこんなふうにやるとは思わなかった。要するに重機が入ってきて、周りの木々まで踏み倒すような、そんなイメージを持っておられて、それこそ数年前に植樹をした記念も何か一部倒されたのではないかというその疑いもあるのです。ただ、それについては、たしか確認をしたところでは、別のところによけているというふうなお話でしたが、それは大丈夫なのでしょう。○建設課長（高梨善昭） 昨年植樹しましたところは、確かに1本ほど、どうしても通路ということで支障になりましたけれども、戻しておりますので、大丈夫です。

以上です。

○委員（小久保重孝） 植樹のことについては気をつけてくださっていると思いますが、それ以外に、これは川の河畔の管理というのは本来的にはこれ個人が自由にできるものではありませんけれども、やっぱり河畔の部分で皆さん花を植えたりとか、いろいろと楽しみを、実は小さな楽しみをつくっているということもわかりました。通常は、特に何もなければ目をつむっているようなことだろうと思います。ただ、今回のように雪が降って、雪が積もっているとはいえ、その上を重機が入って行って、全部つぶしてしまうようなことになったわけで、春になって新しい芽が出てきてくれればいいのですが、それこそ去年の春とは違う春をこしは迎えなければならぬ、そんなふうにも思うわけで、そういう環境が大きく変わるということにやっぱりもっとも思いをはせるべきではないかなというふうに思います。もう一般市民の方は、もちろん単に伐採といっても、どうやるのかなんていうことは、多分全然専門ではないから、わからないと思うのですが、やっぱりそれだから、説明をして理解を求めるといよりも、まずそのやり方、できるだけその経過の中でやっぱり皆さんが安心していられるようなやり方というのはないのかという検証とか、そういうことがちょっと必要なのではないかなということもちょっと考えさせられましたので、これはこの程度にさせていただきますが、これは河川の話ではありませんけれども、ここ数年、本市はたしか墓地の木の伐採とか、市内でもいろいろと木の伐採、これはどうしても迷惑がかかるということでやってくるのですが、それを行うたびに実は市民から非常にクレームがあるのです。議会でどうしてこれオーケーしたのだというような話があります。そのたびにちゃんと説明をして、わかっただけの場合と、わかるけれども、あれはないだろうというふうに大変怒られる場合もありますので、本当に今環境の時代において、この取り扱いというのはやっぱり慎重にあるべきだなと思いますので、ぜひしっかりとお願いをしたいと思っております。

続いて、98ページ、99ページでございます。都市再生整備事業、念願の自由通路の関係で、去年の第2回の定例会では予備設計の214万が計上されまして、そして今度は実施設計ということでございますが、かなりやっぱり多額な費用がかかるのだなということを改めて感じておりますけれども、このスケジュールというのは執行後どんなふうになるのか、お聞かせください。

○都市整備課長（今村勝吉） お答えいたします。

この事業につきましては、5年間の事業ということで、社会資本整備交付金を使っていくという

形になっております。それで、今年度、23年度で予備設計をいたしまして、24年度からいよいよ実施設計に入りまして、その5年間の間に今言われました自由通路等を整備していくというふうを考えております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 5年間の中で社会資本整備交付金を使って進めていくということで、本当に念願であった部分でございますから、このことが早く成就すればいいなと思いつつも、国の状況がいつまでもこういった事業に対して確実に計画どおり進むのかということも不安なところではあります。

それで、一方で私たちのまちとして考えていかなければならないのは、この設計の段階で、もう少し今の津波ですとか防災対策という点で以前よりももう少し手厚く設計をしていかなければならない。それイコール当然費用がかかるということになるので、痛しかゆしなのですが、ただこれ何十年に1回、場合によっては100年に1回というような設計になってくるということで考えれば、さまざまなことをやっぱり考えて、やっぱり盛り込んでいくべきではないかというふうに思うのですが、その防災の視点での設計ということについてどのようにお考えになっているか、お聞かせをください。

○都市整備課長（今村勝吉） お答えいたします。

来年度、24年度から構造物の基準も大幅に東日本大震災の関係で変わってきております。その基準に合わせた形で今計画、24年度の実施設計に向けて、それに合ったような形で進めていきたいというふうに考えております。避難につきましては、以前にも質問がちょっとありましたけれども、高さ的には10メートルという形で考えております。ただ、建物として屋上のほうにも出れるような形の中で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（小久保重孝） わかりました。考えても考えても、結果としてはすべての人が満足するものというのはなかなか難しいのですが、やっぱりここでしっかりと担当の方が考えて、それこそ専門家の意見も聞きながら進めていくところが非常に大事な点でありますので、後でまた追加でいろんなことを考えていかなければならないようなことになりますので、しっかりとその辺はやっていただきたいと思います。思っております。

それから、同じ99ページの公園緑化費の中の館山下公園整備事業が入っております。説明資料で内容については大体わかるわけですが、住宅もふえてきている中で街区公園の整備というのは望まれているところだと思いますが、ここでいうフェンス、ベンチ、トイレはわかるのですが、遊具というのは特にこれは次の年度ということになるのでしょうか。もう少し詳しく計画について教えてください。

○都市整備課長（今村勝吉） 今質問のありました遊具につきましては、面積的に1,300平米弱、1,300平米くらいの大きさなものですから、遊具ベンチとか、動物のかいてあるようなベンチはつくりますけれども、ブランコですとか、そういった遊具は設置しない考えでおります。

以上です。

○委員（小久保重孝） 遊具ベンチ、子供向けのベンチみたいなものは設置するけれども、いわゆるブランコとかは設置しない。これは、面積的なこともあるのですが、ある面管理上の問題もあるのでしょうか。場合によってはその遊具というのは今かなり易しい構造のものもできてきておりますから、ある面危険性を回避できるということがあって、その機能を少し盛るといふ点ではそういうものも検討に入れてはどうかというふうに思うのですが、仕様としてそれが入れなくてもいいということなのか、やっぱりそれは市の方針としてはもう置かないということなのか、まだ検討できるのか、いかがでしょうか。

○都市整備課長（今村勝吉） 仕様としては、そういった遊具を持たなくてもいいという仕様にはなっております。ただ、面積が広いと、うちのほうとしても遊具等は設置できる部分はあるのですが、1,300平米という範囲の中で遊具を設置すると、その部分で範囲がとられますので、今の考え方としては遊具は持たないというふうに考えております。

以上です。

○委員（小久保重孝） わかりました。地域の声なども聞きながら、来年に向けて、もし必要があれば、また要望といいますか、声を上げさせていただきたいと思いますが、昔と違って、まず憩いの場があるということのほうが大事なのかなということでもとらえておりますけれども、せっかくつくるものでもございますので、そういった点でしっかりとしたものをつくっていただきたいと考えております。

また、このことによって管理費というのも発生してくるのかなと思うのですが、このぐらいの規模で管理費というのは年間当たりどの程度ということで見込んでおられるのでしょうか。

○都市整備課長（今村勝吉） 管理費につきましては、一般的な草刈り程度というふうに考えております。

以上です。

○委員（吉野英雄） まず、95ページの道路橋梁新設改良費の橋梁長寿命化修繕計画策定事業についてお伺いをします。

これは、昨年の決算委員会でも若干やりましたが、平成22年で21、それから23年度までで76の点検が終了する見込みということで、24年度以降129、24年度ですか、129ということになっております。これ24年度で全部205を点検が終わるというふうに考えておりますが、これでよろしいでしょうか。

○建設課長（高梨善昭） 今委員さんの言ったとおり、24年度ですべて終了するということになっております。

○委員（吉野英雄） それで、205を点検終了するわけですが、それ以降、もちろん優劣をつけて、どれを先にやらなければいけないかとかというようなことはもちろん点検状況の中でわかっていると思うのですが、23年度までにやりました76について、これは優先してやらなければいけないというふうな判断に至っているものはどの程度あるのでしょうか。

○建設課長（高梨善昭） 23年度まで終わった分につきましては、交通どめしないとだめだとか、そういうすぐ危険な橋はなかったです。それで、最終的には25年度にすべて計画を立てるといふこ

とになります。

○委員（吉野英雄） それで、全部点検が終わってから、優先してやるべきもの、危ないものというようにやっていくのだと思います。それで、全部点検が終わらなければ、その後の実際の修繕にかかる費用だとかというのははじき出せないのかなというふうには思っておりますが、今回は社会資本整備総合交付金を活用してやっていくということで、毎年、22年からこれやってきているわけですが、実際にこれ必要になって、実際にその修繕の事業をやっていかななくてはならないというときにもこの交付金事業、これは活用できるのでしょうか、どうなのでしょう。

○建設課長（高梨善昭） この修繕計画を立てますと、交付金事業の交付の対象になるということで聞いております。

○委員（吉野英雄） それで、今回の東日本大震災を受けて、国のほうで防災対策費についての考え方ということで、別な部分での防災、減災事業に対する地方債の発行ですとか、それに対する普通交付税の交付税措置なども盛り込まれているわけですが、これはどちらを活用したほうが有利かということももちろんあると思うのですが、これらについてはどのように、あくまでも交付金整備事業で、交付金の事業でやっていくのか、国で新たにつけた防災、減災の事業でやるのか、この辺は選択が可能なのでしょうか。

○建設課長（高梨善昭） すべて25年の策定しないとわからないわけですけども、そのときになって、どちらが、何が一番有利な事業なのか等々を勘案して修繕をやっていくということになります。

○委員（吉野英雄） 今の点についてはわかりました。国のほうもいろいろ大震災を受けて、さまざまな有利な、地方自治体にとっては有利な事業計画なども立てているようですので、十分検討されて、できれば市の持ち出しがない形でやればいいわけですから、そのようにお願いをしたいと思います。

次に、99ページの公園維持管理費について伺います。先ほど同僚委員の質疑の中で館山下公園の整備事業が行うということになっておりまして、そのほかにいわゆる公園として都市公園ですか、あるいは児童公園とか、さまざまあると思いますが、建設のほうで管理している公園の数というのは何カ所ぐらいあるのでしょうか。

○都市整備課長（今村勝吉） 現在都市整備課で管轄して管理している公園は、全体で約130ほどあります。

以上です。

○委員（吉野英雄） その公園のフェンスですとかベンチですとかトイレとか、これ、ならず者がいて、トイレを壊すだとかというさまざまなこともあるわけですけども、私もいろんな公園の近くの方からお話も伺っておりますが、特にベンチですとかトイレなどについてはあれですけども、特に子供が多く遊ぶ場所ですので、特にボール投げとかやったりして、フェンスが非常に設置後老朽化していると、あるいは腐っている、さびでボールが行ったり、網が壊れたりしているというようなことがあります。これらについては、少ない人員の中で、なかなか見回って歩くというのも大変でしょうけれども、こういった市民からの要望に対してはどのように対応されているか、伺っ

ておきたいと思います。

○都市整備課長（今村勝吉） 公園のフェンス等の壊れている場所が結構あるというふうに私どもも受けとめまして、都市公園の安全・安心事業対策において今年度も計上させていただいておりますが、その中でそういったものを長寿命化計画に基づきながら改修していきたいというふうに考えておまして、24年度も予算に計上していますけれども、すみれ児童公園やみはらし児童公園の外周のフェンスをこの中で改修していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員（吉野英雄） この点については、ぜひ付近の住民の方、それから実際に子供さんを遊ばせている親御さんだとかから不安の声も上がっておりますので、ぜひ適切に対応していただきたいと思います。

もう一点、ページが戻ってしまうのかな。一般市道の整備の関係ですけれども、これ以前にもお話ししてきたことで、どうやって優先順位をつけるかというのは庁内でいろいろ考えてやったほうがいいなということ提案しているわけですけれども、なかなか優先順位をつけるとなれば、対応する自治会との協議だとか、これがうまくいくのかどうかというような問題で悩んでいるということのお話もありました。それで、今回整備される中で、一般市道かな。資料の17の13に出ている一般市道の関係ですけれども、整備の、17の13に出ているいわゆる気門別川沿いの桜川沿線に関しては、これいろんな住民の方から要望が出ていて、今回やられるということで、これはいい事業だなと思うのですが、同時にこの自治会から、この交差点から星の子線が上がっていくところの団地側のほうにフェンスが何にもないというような要望が出ているかと思うのですが、今回桜川沿線ですと、星の子線とは直接関係していないのですけれども、ここは大変勾配がきつくて、付近住民の方からも、ここ結構交通量が多いのですよね。それで、住宅側のほうにフェンスをつけてくれという要望が出ていると思うのですが、これらについては検討されているでしょうか。

○建設課長（高梨善昭） 23年度におきまして自治会のほうから要望ありまして、そんな立派なものではありませんけれども、フェンスつけております。

○委員（吉野英雄） 大変失礼しました。

それで、一般市道の優先順位の問題に戻りますが、全体の事業費が4,000万ということで、そのほかにも街路とか、いろいろありますから、一般市道をどうやって選定していくのかということについては、市道の今回整備路線何路線かありますが、これらについては選定していく基準なり、そういったものはどうされているのか。要望が多ければやるということではないと思うのですが、危険性だとか必要性だとかについてどのように判断されて、選定をされているのかということについてはいかがなものでしょうか。

○建設課長（高梨善昭） 24年度につきましては7路線計上させていただいておりますけれども、市街化区域に限って言いますと、もう残り2キロ400ほどしかありません。ですから、やっぱり重要路線というか、広い路線からということになりますけれども、ただ1つあるのは、市道に認定したから、すぐというのはちょっとまずいのではないかとということで、昔からある道路で重要性の高いものということで考えておまして、もうすぐですけれども、終わるのではないかなと、市街化

区域に関しては、そうっております。

○委員（上村 要） 予算的には大した金額でないのですが、内容的にちょっと確認させていただきたいのですが、一般—93ページの1番目にあります道路賠償責任保険料という項目で予算措置されておりますが、この保険の内容とか対象はどのようなものが対象になるのか、お伺いしたいと。

○建設課長（高梨善昭） これにつきましては、市道で交通事故というか、事故、市の過失のために事故が起きたとか、そういうときに使わせていただいております、毎回、去年でも2件ほどかな、ありまして、専決処分ということでお願いしている、そういう穴ぼことか何かあったときの、うちが責任を問われたときの保険でございます。

○委員（上村 要） 額的に掛金が大した金額ではないように思うのですが、この掛金の算出に当たってはどのようなことで算出になるのでしょうか。

○建設課長（高梨善昭） これは、今お願いしている保険会社あるのですけれども、そのところで、例えば市道であればキロ1,100円とか、そういう金額が決まっております、全体で大体伊達市は550キロぐらいありますから、その中で計算されたものということになっております。

○委員（小泉勇一） 簡単にお尋ねをします。

99ページの街路事業費の中に公有財産購入費539万9,000円あるのですけれども、これはどんなものを買う予定なのですか。

○都市整備課長（今村勝吉） お答えいたします。

公有財産購入費ということで、用地の買収等に充てていく金額ということでご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○委員（小泉勇一） 用地の買収というのですけれども、これは国有地を買収するという意味ですか。その辺もう少し詳しく聞かせてほしいのですけれども。

○都市整備課長（今村勝吉） 街路事業に当たります用地の街路線にかかる部分の用地買収ということでご理解いただきたいと思えます。

○委員（小泉勇一） これは道路用地、国の用地か何かがあるのですか、この土地の中に。その辺が問題なのです。市の用地であれば、買収する必要がないわけでしょう。そのあたりを聞かせてほしいということです。

○都市整備課長（今村勝吉） 用地買収に当たっての代替用地として買う部分の用地です。

以上です。

○委員（小泉勇一） わかりました。

そうしますと、101ページにも公園緑化費の中の公有財産購入費もありますよね。これは何ですか。

○建設部長（森口正章） 公有財産購入費というものは、民地を買収し、そして公共用地にするという、そういうのにかかる費用でございます。

○委員（小泉勇一） そうしますと、この973万円の公有財産購入費はどの部分で使われる公有財

産なのですか。

○委員長（大光 巖） もっとわかりやすく説明できる方いる。

○都市整備課長（今村勝吉） 公有財産購入費ということで、今年度館山下公園を買収していきますので、その買収費のための費用でございます。

以上です。

○委員（辻浦義浩） 99ページになりますけれども、まなびの里公園事業ということで、本年度サッカーグラウンド整備ということで計上していますけれども、オープンまでの具体的なスケジュールがわかれば、お知らせしていただきたいと思います。

○都市整備課長（今村勝吉） お答えいたします。

今年度まなびの里公園ということでサッカー場の人工芝を計画しております。それで、人工芝は国の予算の関係もありまして、補助申請をして、いつ許可来るかという問題もありますけれども、サッカー場につきましては10月ころにはサッカー場としての機能が果たせるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○委員（辻浦義浩） 人工芝の件なのですけれども、中に黒いゴムチップが入るという話を聞いております。そのゴムチップによって、非常に質のいいものと悪いものといういろいろあるようであります。サッカーシューズが本当黒くなって、焼けるような汚れが出たり、ボールについてもそのような現象があるということで、その辺の具体的にゴムチップの質、もちろん予算がありますから、いいものか悪いものかでどれを選択するかはあると思いますけれども、今の方向ではどのようなレベルといいましょうか、お考えでしょうか。

○都市整備課長（今村勝吉） 人工芝につきましては、確かに今言われたとおり、ゴムチップで芝という形になってきます。これまでは、人工芝というのはなかなか普及していなくて、6.5センチという範囲の中でやっておりました。ただ、これまで従来の人工芝もだんだん使用していることによってかたくなって、選手の足に影響出るという話も最近出てきております。それで、今考えているのは、最近主流といえますか、最近標準的になってきていますのは芝全体を4.5センチ、その下にさらにクッション材を入れるような形が最近主流になってきております。それで、その辺も含めながら検討して、いいものにつくっていききたいというふうに考えております。ご質問のあったゴムチップもあわせていろんな種類があると思いますので、そういった製品に合うような形の中で、選手に対して負担のないような人工芝のサッカー場にしていききたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（辻浦義浩） ぜひとも選手の負担軽減になるような設備にしてほしいのと、聞くところによりますと、民間に出す例えば見積もりと行政に出すような見積もりとの差がかなりあるように話を聞いていますので、その辺のところもぜひ精査して、取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○委員（犬塚貴敬） 一般—99ページ、都市再生整備事業についてお尋ねしたいと思います。都市

計画総務費です。

自由通路とあるのですけれども、実際に設置でエレベーター、階段、補助電源など設置するとは聞いたのですけれども、その仕様について教えてください。

○都市整備課長（今村勝吉） 補助電源については、停電になりますと、エレベーターの関係も発電機等を設けないと動かないという形になっておりますので、そういった形でなく、最寄りの階に行くような形の中で対応するというふうに考えております。

○委員（犬塚貴敬） 実際に自由通路を利用する際に、高齢者の方などいるとは思うのですけれども、階段とかという仕様はどんな方でも使えるような仕様になっているのでしょうか。

○都市整備課長（今村勝吉） お答えいたします。

高齢者の方は、エレベーターを設置するわけですから、エレベーターに乗って行っていただくと、それからそうでない方は、時間の範囲であれば階段を上っていくという形で対応していただければなど。

○委員（犬塚貴敬） あと、実際に鉄筋の建物ができるということなののですけれども、具体的な耐久性というもお聞きしてもよろしいでしょうか。

○都市整備課長（今村勝吉） お答えいたします。

先ほども同様な質問が出ておりましたので、お答えしますが、24年度に建造物の強度がかなり変わってきております。その構造に合わせた形の中で実施設計に向けて設計していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（大光 巖） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ないものと認め、第8款土木費についての質疑を終わります。

次に、第9款消防費について、106ページから107ページまでの質疑を願います。質疑はございませんか。

○委員（吉野英雄） まず、107ページの防災対策費の防災同報無線増設工事についてお伺いをします。

これは、そちらに座っている委員長がよくやられている、質疑されている問題ですので。今回1基増設、本年度、24年度は1基増設ということになっております。もちろん多額のお金がかかる問題ですけれども、財源内訳を見ますと、435万8,000円のうち市債が320万、一般財源がということになっております。それで、先ほどの土木のところでもお話しました防災対策、今回の大震災のあれを受けて、緊急防災・減災事業が提起をされておまして、こういった財源、国のほうから財源を受けておやりになる考えはないか、まずお伺いをしておきたいと思えます。

○自治防災課長（阿部正義） お答えいたします。

同報無線のところにつきましては、デジタル化になれば相当の補助等があるのですが、今現在アナログでやっております。アナログについては起債しかありませんので、この制度を利用して設備をしてまいりたいというふうに思っているところです。

以上でございます。

○委員（吉野英雄） デジタル化に向けては、消防のほうでデジタル化に向けての有利な予算をつけているのかなと、消防庁のほうですか、そちらのほうの予算でかなり有利なものがあるということであれば、次年度以降、これは同僚議員がもう一日も早くこれやるべきだという提起があるわけですが、これらについて、そういったデジタル化ということに向けての設置基数をできるだけ早く計画に向けていくという考え方、これについてはどうなのでしょう。

○市長（菊谷秀吉） これ毎度お答えしていますように、津波の想定範囲が大きく変わろうとしております。それを踏まえて避難範囲等を勘案しながら、ご指摘の同報無線の設置数とか等を決めていきたいということと、今ご案内のとおり消防の統合問題があるのが1つと、それからデジタル化、無線のデジタル化という問題がございます、これはもう年限が決まっていますので、その中で全体的に整理をしていきたいなと、こう考えております。

○委員（吉野英雄） ぜひ一日も早くこれやる必要があるなと思います。昨日の晩も地震がありまして、津波警報は北海道の太平洋沿岸で終わりましたが、やはりこれまで同僚議員もぜひとも一日も早くやってくれという質疑が出ておりますので、ぜひとも早急に進める必要があるのではないかなというふうに思っております。

それで、もう一点、これは高齢福祉のほうで聞くべきかと思って、高齢福祉課長に、高齢福祉課だったかな、に聞いたら、それ実際に運用しているのは消防のほうなので、消防のほうで聞いてくれというふうに言われたのですが、最近新しい問題で、新聞報道にもなっております広尾での通報システムの誤作動というか、確認に手間取って、お年寄りが亡くなられるという事件、事故が起きました。この新聞報道によれば、災害弱者緊急通報システムと、こういうふうになっておりますが、消防のほうで、高齢福祉課のほうでやっている高齢者の災害緊急通報、これと今回報道になっているものというのは同じようなシステムというふうに考えてよろしいのでしょうか。消防のほうについているような、あるのでしょうか。

○自治防災課長（阿部正義） お答えいたします。

今の件につきましては、ちょっと確認されていませんので、お答えしかねますが、いずれにしても消防とちょっと確認しながら、したいというふうに思っております。

○委員（吉野英雄） ぜひとも誤作動ではないかというようなことで消防の出動がおくれたというふうなことがないように、やはりぜひ連携を図って、担当のこういう施策をやっている担当課と、それから担当部署と消防のほうで十分連携を図っていただきたいというふうに思います。この辺については、当然担当部署と、それから消防のほうとの連携をこういった事件が、事故が報道された場合にやはり機敏に対応していくというようなことが必要ではないかなと思いますので、この辺についての考え方をお聞きして、この問題については終わりたいと思います。

○総務部長（篠原弘明） 事実関係すぐ調査しまして、速やかに対応したいと、このように考えてございます。

○委員（小久保重孝） 私は1点だけ。先日の一般質問でも確認をさせていただいておりますが、107ページの6番目、津波避難訓練実施経費18万3,000円ということで、先日のご答弁では、まだ地

元の自治会の理解というか、その辺が進んでいないので、どこでやるかということのまだ決定がなされていないということでしたけれども、それにしても予算が上がってきておりますので、いつごろ、またどのぐらいの想定人数で実施をするということなのか、もう少しお聞かせください。

○自治防災課長（阿部正義） ことしの秋にやりたいなというふうに予定しております。大体人数については総勢で300人程度を想定してございます。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 秋に300名程度ということで、以前質問を、その前のときにこの必要性を訴えたときに、かなり大がかりなことになるので、費用もかかるだろうしというようなことの答弁があったのですが、その後見直しをしていただいて、この程度の予算の中で、まず一回やってみようということになったのは大変ありがたいことだと思っております。ただ、せっかく実施をいたしますので、例えばある地区を限定してというのはそれはもちろんなのですが、そこに連自治会さんなどにも協力をいただきながら、全地区の例えば担当者といいますが、かかわりのあるような、防災部長とかというのがいるわけではないのですが、各自治会にもそれなりの役の方がおられたりしますので、そういう方にもお声をおかけして、参加を促して、その方々は見てのだけというのも一つなのかもしれませんが、とにかく一緒に参加をして、机上ではなくて、実地の部分でどういう点が問題なのか確認をしていただく、現場で確認をしていただくということが大事なのではないかな。せっかくやりますので、多くの方に声をかけていただきたいと思うのですが、その辺についてのお考えはいかがでしょうか。

○自治防災課長（阿部正義） いずれにしましても、対象地区が決まりましたら連自治会協議会を通じて全体に流し、呼びかけをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） ぜひお願いしたいと思いますし、せっかく私も申し上げている手前、ぜひ議会のほうにも声をかけていただきたいなと思っています。みんな防災というか、災害用のウエアも用意しておりますから、みんなでそれを着て、ぜひ実地の訓練、避難訓練参加したいと思いますので、声かけをぜひお願いしたいと思います。

○委員長（大光 巖） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ないものと認め、第9款消防費についての質疑を終わります。

次に、第10款教育費について、108ページから127ページまでの質疑を願います。質疑はございませんか。

○委員（吉野英雄） 113ページの4番、教育振興費の4番です。要保護及び準要保護児童援助費、これは小学校と中学校とありまして、関連するわけですけれども、これの支給対象になる費目、例えばクラブ活動費や生徒会費、PTA会費などについてはどのように対応されているか、お伺いをします。

○学校教育課長（松下清昭） 就学援助費の関係でございますけれども、今ご質問にありましたクラブ活動費、生徒会費、PTA会費等の国庫対象についてでございますけれども、平成22年の4月

から要保護世帯等就学援助費の国庫対象の費目が拡大されまして、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3つが含まれている状況でございます。要保護につきましては、平成21年7月から学校支援費としまして、生活保護世帯の子供たちの家庭の学習や校外のクラブ活動への参加を目的としまして見ている状況でございます。それと、準要保護へのクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の給付につきましては、要保護とは違いまして、平成17年に国庫補助の対象外となっておりますので、現在のところ、枠を広げて伊達市の場合は考えてございません。近隣の室蘭市、登別市のほうとの状況を見ながらこの辺は考えていかなければならないものと考えております。現在の支給品目でございますけれども、学校用品費、通学用品費、あと校外の活動費、修学旅行費、医療費、学校給食費と新入学児童用費になっております。

以上です。

○委員（吉野英雄） ちょっと声が小さくてよくわからなかったのですが、要保護については平成22年に拡大をされているので、これは実施しているということでもいいのですか。準要保護については、交付税措置がないということですから、これについては実施をしていないと、こういう解釈でよろしいですね。それで、要保護、準要保護、これは市のほうの基準で生活保護費の1.1ですね、伊達の場合は。それで、就学援助の対象、いわゆる必要性があつて要保護、準要保護とあるわけですが、準要保護の世帯についてはこれを除外しているというのは、交付税措置がないから、除外しているというだけなのですか。実際必要がないから、これについては支援しないということなのでしょうか。どっちなのですか。交付税措置がないから、やらないということなのですか。

○学校教育課長（松下清昭） 交付税措置がないというわけではございませんで、交付税の中で措置されているという表現になっております。それで、実際これを枠を広げて計算しますと結構な金額になってきますので、この辺を勘案する必要があるのかなと、考えていく必要があるのかなと、枠を広げた場合。それで、先ほども言いましたけれども、近隣ではまだこれに取り組んでおりませんので、その状況を見ながら伊達市も対応していきたいと考えている状況であります。

○委員（吉野英雄） 全道的にもこの問題、やっているところとやっていないところあります、確かに。大都市ほどやっていないのですよね。大きなまちほど、やっぱり費用が多額になるということがネックになっているのでしょうか、やっていないです。ところが、全道の市町村で、これ道が調べたものがありますが、やっている市町村もあります。伊達、室蘭、登別で見ますと、これもいづれもやっていないのです。これはどうなのでしょう。道に対して、道から調査があつて、これ回答していると思うのですが、そこの中では、対象費目としているか、対象費目としていない、今年度中に対象費目とする予定、あるいは検討中、こういうふうになっておりますが、伊達のこれ見ますと2番ですから、対象費目としていないという回答になっているのです。検討中でもないのです。ほかのところで見ますと、結構4で検討中のところもあります。ぜひこれは3つの市で準要保護の部分についても支給対象にするように、私は早急に調整を図るべきだと思います。生活保護世帯の1.1倍ですからね。もちろん室蘭とそのあれのとり方が違うというようなことは前からも説明されておりますが、しかし要保護か準要保護かという基準のとり方は違いますけれども、言葉としてはそういうとらえ方になっているわけで、準要保護世帯についてもこれは私は3つの市でぜひ協議を

して、少なくとも文科省のほうの平成22年度からこういったものについては追加するよというふう
に拡大されているわけですから、国の言うことはいつもばばっとやるのですけれども、逆にこうい
った問題についてはなかなか実現されないというのはやはり問題だなと思います。ぜひご検討、3
つの市で論議するということを求めたいと思いますが、この辺についてはどうですか。最低限協議
するぐらいはなかったら話にならないです。

○学校教育課長（松下清昭） その件につきましては、3市のほうで協議して、対応していきたい
と考えております。

○委員（吉野英雄） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。文科省で既にこれはこうい
うふう措置すべきだというふうになっておりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

次に、その前の、同じく教育振興費の、これも小学校、中学校関係するのですが、小学校の場合
は児童用図書購入費、それから中学校の場合は生徒用図書購入費、次のページ、115ページに、こ
ういうふうになっておりまして、予算額は昨年と同額だと思います。それで、決算額、平成22年の
決算を見ても148万、これ予算がそうとなっておりますから、予算が150万に対して148万、それから
中学校は120万の予算に対して118万と。平成24年度の予算額でも150万と120万と、こういうふう
になっているわけです。それで、この学校図書については、各学校から上がってきた要望、これを、
要望額についてはどのように把握をされているでしょうか。予算を決定する前に各学校に多分調査
をすると思うのです。それで上がってきた要望額といいますか、要求額といいますか、それらにつ
いてはどのように把握をされておりますか。

○学校教育課長（松下清昭） この件につきましては、文部科学省が定めます学校用図書の整備基
準というのがございまして、伊達市としましてはこの整備基準に近づけていきたいというのが大き
な目的でございます。今ご質問にありました各学校から上がってくる図書数といいますよりも、う
ちは先ほどの150万、120万に対して、各学校の生徒数、クラス割り、生徒数ですとかクラス数に応
じて配分を逆にするという形をとっております。その中で各学校が図書を購入するという形になっ
ております。

○委員（吉野英雄） そうしますと、各学校からの要望ではなく、文科省の整備基準に基づいて各
学校にあらかじめ予算額を割り振りますよと、こういうやり方をしているということよろしいの
ですか。そういうとらえ方でよろしいのですか。児童生徒数に応じて、各学校にあらかじめもうこ
の予算でやりなさいということをやっているということでもいいのですか。

○学校教育課長（松下清昭） 学校からの要望はある程度押さえますけれども、配分のときのお話
ですけれども、1クラスで、例えば1クラス1万円ですとか、1クラスにつき400円とかという単
価を決めまして、それによりまして各校に配分し、その中でもって学校が図書を購入していくとい
うような形で進めております。大体の整備率の部分、例えば小学校であれば70%まで上げたいで
すとか、例えば23年度は70%でしたら24年度はそれよりパーセントを上げて、例えば78%にする
かというように物事を考えております。

○委員（吉野英雄） それで、会計のほう、財務ですか、会計のほうに確認をしたいのですけれど
も、個々の市町村における学校図書館の図書費については、一定の児童生徒数ですとか学校数に応

じて交付税の算定があると思うのです。ここに全道の一覧表がありますが、決算額を見ないとわからないということで、おおよその基準財政需要額に関する、学校図書に関する基準財政需要額のおおよそのものが一覧表になって、道のほうからいただいております。この交付税の算定基準になるものというのはどのようなものなのでしょうか。学校図書に関して。

○財政課長（本間孝美） 確かにおっしゃいますように基準財政需要額の中で、この学校図書に限らず、いろいろな制度、福祉につきましても一応基準額というものは定められておりまして、そういったものは通達されております。ただ、基準財政需要額と申しまして収入額との見合いで入ってくるものですから、それぞれの自治体によりまして、実際その基準で計上されたものが入ってくるというものとなかなか言いがたいと、それぞれの自治体によっても特殊事情がございまして、それぞれ施策に基づいたいろんな事業を行っているわけですので、いわゆる基準財政需要額そのものをつけるということはなかなか難しいというのが実態でございます。

○委員（吉野英雄） その答えにはちょっと納得しませんが、もちろん基準財政需要額はさまざまな、もう保健から福祉から何からも全部、算定基準に基づいてやるのだけれども、全体としては伊達の場合は八十何億ですか、という大ぐりの数で来ますよね。だけれども、それには積算根拠があって、そういう数字になっているわけですよ。私は、基準財政需要額がこうなっているから、それを全部図書費に回せとかということは言いません。しかし、平成18年からずっと図書の予算額を見ますと、18年が310万、19年も310万、20年も310万、21年度も310万なのです。22年度が267万2,000円と、こうなっていて、おおよその金額だというものの、約4割から最近では2割、26%ぐらいしか学校図書のほうに回っていないと。このおおよその金額というのが合っているかどうかというのはわかりませんが、道からいただいた数字ですので、ほぼ、そんなに違いはないのかなと思います。これ見ますと600万から1,000万とかという数字になっているのですけれども、これ全部学校図書に使えというふうには言いません。これ自由度のある、財政需要額の中で動かしていくということでしょうから。しかし、先ほど学校教育課長からお話がありましたように、要望は聞くけれども、頭からこの金額でやりなさいというようなやり方ではいけないのではないかと。やっぱり学校図書を見ましても相当古びているものもあったり、直して使っているものもあるわけです。そういったものを要望を踏まえた上でやはり予算というのは積み上げたもので、それを100%見るかどうかという問題はあります。だけれども、頭から予算額はこれだというようなやり方はやっぱりやるべきでないというふうに思うのです。この辺については、どういうふうにお考えになりますか。どなたでしょうか。市長が政策的にやっているの企画財政か、わからないけれども。

○企画財政部長（鎌田 衛） 委員からご指摘いただきました。実は今回の学校図書購入費にかかわらず、全体の財政を見て、市政執行方針でも言っておりますとおり、どこを選択して、どこに集中するかという課題がある一方で、今答弁をいたしておりますように、こちらのほうからこの範囲内でぜひお願いをしたいと、こういうものもあります。それは、例えば公営住宅の修繕費であり、先ほども議論になっておりましたが、一般市道の整備の費用であり、相当な部分が昨年度と同じ範囲でと、枠配分のような形でお願いをしているというのが現実でございます。

以上です。

○委員（吉野英雄） 現実わかります。当然財源的に厳しいということがありますから、それは全体的に前年より何ぼ削って予算を積み上げてくれというようなことはわかりますけれども、実際に毎年310万しか計上しない、そして平成22年度の決算で見ると267万しかやっていないというようなことで、それをベースにまた下げてくれとなったら、どんどん、どんどん下がるだけではないですか、子供たちの学校図書が。ですから、そういうやり方でいいのかと。やっぱり選択と集中ということを書いていらっしゃるんですが、やはり子供たちの教育のために金をしっかりつけていくと。財政需要額ではじき出された金額をそのままつけろというふうには言いませんけれども、やはり子供たちの教育のために財政を一定程度回していくというようなことの方にならないのかというふうに思いますが、今年度の予算がもう既に計上されておりますから、来年度に向けてはやっぱりその辺をしっかりやっていただきたいなというふうに思います。これはどうなのでしょう。市長なのでしょうか。どうするのでしょうか。全体的な政策的な課題については、私、教育委員会のほうに、学校教育のほうに、もっと市長にちゃんと要求せいと言ったほうがいいのでしょうか、それとも政策的な課題として、市長はきちっとこの部分については予算をつけなさいというふうに市長のほうからやるのでしょうか、どうなのでしょう。どっちなのでしょう。

○市長（菊谷秀吉） 私どもは、教育委員会の行政に対して干渉はできませんが、教育委員会から今お話のあったような点、学校図書の話も含めて、強い要望があれば、それはそれとして検討させていただきたい、こう考えております。

○委員（吉野英雄） やっぱり学校教育に携わって、児童生徒の教育、特に子供たちの図書離れという中で、できるだけ良質な図書を子供たちに提供して、これ読んでいくというようなことで、図書館の読み聞かせの問題などで、できるだけ図書離れをやめていこうというか、できるだけそれを解消していこうというような取り組みも行われているわけで、そこで学校教育に携わっているほうがきちっとやっぱりそこは市長部局に要望なり要求をしっかりしていかないと、学校図書どんどん、どんどん削られるばかりになりますから、ぜひしっかりやっていただきたいと思います。どなたがご答弁になるか。教育長ですか。

○教育長（菅原健一） 委員おっしゃるとおり、読書というのは大変重要なことだと思っております。特に言葉を学んだり、想像力を高めたり、読書活動というのは道徳にも通じますし、大変重要な部分だと思っておりますし、学校でも朝読書とか、いろいろ読書活動取り組んでおります。今おっしゃいましたように、学校図書の整備の関係についてはやっぱり大きな予算の部分もございますので、先ほど市長もお話ししましたように、教育委員会としても学校ともよく相談した上で、25年度ですか、向けて、どういった方法で整備、なるべく費用かからない形でできるのか、ちょっと検討していきたいというふうに思っております。

○委員（吉野英雄） さっきので、教育長からご答弁いただいて、やめようと思ったのですが、やっぱり教育に携わる者がしっかり子供たちの教育をどうしていくのかという方向性を定めて、そして市長部局に要求していかないと、何か予算の範囲もありますのでみたいなことでは、もちろん天井知らずに要望せいというようなことは言いません。だけれども、やっぱり必要なものについては市長部局にきちっと要望していくという立場でなければ、こういう学校教育がしっかりやっ

ないではないですか。私はその点を聞いているわけで、その点について改めてご答弁を求めたいと思います。

○教育長（菅原健一） 委員のおっしゃっていることはよくわかりますので、その趣旨を踏まえて市長部局に要求をしていきたいというふうに考えております。

○委員（小久保重孝） それでは、私のほうでは何点かございますので、よろしくお願いたします。

まず、108ページ、109ページの教育研究費、学力向上実践事業であります。この内容について、もう少し説明まず求めたいと思います。

○学校教育課長（松下清昭） この件につきましては、伊達市独自の学力テストに係る経費でございます。23年度から実施しております、23年度は小学校3年生、小学校5年生、それと中学校の2年生を対象に実施いたしました。今年度の平成24年度につきましては、中学校3年生を除く全年でもって実施したいと考えております。24年度の実施科目、教科でございますけれども、国語、数学が1年生から3年生まで、小学校4年生から6年生までが国語、算数、理科、中学校1年生から2年生が国語、数学、理科という部分でこの学力テストというか、伊達市独自のテストを行っていくというものでございます。これの目的という部分でございますけれども、全国学力・学習調査、これは毎年4月に実施しておりますけれども、このテストでいきますと、偏差値を求めるようなテストの内容にどうしてもなってしまうかと考えております。そして、伊達市で行っております、23年度も取り組みましたけれども、この学力テストにつきましては実施日を12月1日としておりますことから、その結果を受けまして、各小中学校でその学年の習熟度を見ることができないのではないかと。その結果を受けまして、各小中学校で学力・学習改善プランというものを作成しまして、それに基づき、それを分析し、具体的な方策を検討していくというような形で学力テストというか、全国学習・学力調査とはまた違った活用方法が可能と考えて、実施しているところであります。

以上です。

○委員（小久保重孝） 今説明の中に、偏差値での比較というよりも、習熟度という点で何とか本市独自で調査をして、その対応を図っていききたいということで、それはよくわかりました。ただ、一方で、今おっしゃっていただいた偏差値の比較、全道と伊達市の比較というのがございますよね。その中で、全道の平均よりもわずかに上回ってはいるのですが、ただ例えば中学の部では国語が下回っておりました、たしか。そこは、1点だけ非常に気になるところでありますけれども、でも全国に比べたらやっぱり全道は低くて、その比較でいくと、やっぱりなかなかそれは親御さんとしても心配な点であります。私は、勉強がすべてだとは私自身は思っていないのですが、ただ親御さんのところを回りますと、これから外に出ていく立場、子供たちがやっぱりしっかりと勉強が身につけているのかという点で、今の学校に任せて大丈夫かというようなお話も聞きますので、今回の独自調査によって習熟度という点は非常に大事なのですが、全国、全道との比較の中で、もう少し踏み込んでやれることはないのか。また、それは例えば教育委員会がそのことの音頭取りをしても、各学校がその取り組みをそのデータに基づいてできるのかどうかという点もこの学力向上実践事業を通して確認をしていきたいと思っているのですが、今おっしゃっていただいた習熟度というもの

の改善というものをこれは促していけるのですか。

○学校教育課長（松下清昭） その件につきましてですけれども、24年度の教育の重点目標の中に今年度はとらえております、その件につきましては。要は例えば伊達市で実施するそのテストの結果を受けまして、実施時期が、先ほどもご説明しましたように、12月ということがございますので、それまで学んだことで何が落ちているかということがおのずから学校の分析の中で明らかになってくると私は考えております。それに基づきまして、各学校が一人一人に対する授業の展開と申しますか、補習を含めてどのように対応していくかということで、全学年でのおくれというものを、新年度になりますけれども、それは個々に、あくまでもこれは個々のデータをずっと積み上げていくものでございますので、その対応していくことによって、結果的に学力向上につながっていくものだと考えております。その学習改善プランというのは、教育委員会のほうに4月末、どのような取り組みをどのような形でやっていくのかということをご各学校のほうから提出するような形を今年度はとっております。

○委員（小久保重孝） あとは進めていただくしかないもので、これ以上申し上げることもできないのですが、要は独自に行うということはそれだけ早く対応ができるということだと思っておりますし、分析も早く、また対応も早く、さらには傾向とかではなくて、やっぱり個々の子供たちを見ながら、どう対応するか、その点で学校側にも協力を仰ぎながら、一緒にいい形に進めていっていただきたいのと、そのように思っておりますので、ぜひ取り組み進めていっていただきたいと。

次は、中学校費のところに入ります。114ページ、115ページですか。項目ではちょっと伺えないのですが、今社会的にちょっと話題になっているいわゆる新年度からの武道の関係です。最近の道新でも、これは高校の部活動の中での事故の状況などが報道されておりました。剣道、柔道という中で、特に柔道が今ちょっと注目を浴びております。その柔道は、先日有珠小学校の子供が優勝するというような報道もあって、非常に本市としては剣道も柔道も皆さんよくやっているなど、そんな印象を私は持っているのですが、ただここ、いわゆるカリキュラムの中でそれを取り組むというふうになった場合には、やっぱり心配されているように事故の可能性、またその補償の関係、これもやっぱりリスクとして考えざるを得ないということに思っておりますけれども、現状今考えている武道の取り組み、各学校どの項目で、また今申し上げたリスクの部分、心配はないのかという点、改めて確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（松下清昭） ただいまの新年度から取り組む武道の関係でございますけれども、この件につきましては伊達市内中学校5校のうち、星の丘の中学校を除きまして、新学習指導要領に向けまして3校、伊達中、光陵中、大滝中が柔道を実施する予定であります。あと、達南中学につきましては剣道を実施するという報告を受けております。ただいま委員のほうからありましたように、最近の新聞によりますと事故等が頻繁に出ておりますけれども、実際の武道の授業数、各学校に聞きましたところ、おおむね10時間程度を計画しているということでございます。実施時期につきましては、10月から11月ごろが武道を行う時間帯を設ける予定と聞いております。それで、新聞に出ておりますように、武道に関しては文科省のほうから、先日、3月10日ぐらいの道新にもありましたように、柔道を含めまして武道が必修化される前に指導體制、事故の発生時の対応、安全

管理など十分な整備が整うまで授業を開始しないような内容で新聞に報道されておりましたが、3月の13日、ついこの間ですけれども、道教委を通じて文科省のほうからそのような通知が伊達市教委にも届いております。要はその整備が完全にチェックをしまして整っていないところについては柔道を、実施しないというわけではないのですけれども、整備を行った上で取り組んでいくという姿勢を文科のほうで示されている状態でございます。それと、柔道が本格実施される前までの移行期間の2年間、伊達中学校と光陵中学校で、男子生徒だけですけれども、柔道の授業を展開しております。その間事故があったかということを知りましたが、捻挫等はありませんでしたが、大きな事故というのはなかったということでございますし、あと柔道を教える体育教員の関係でございまして、今いる教員はすべて柔道経験があるというものではないでしょうけれども、大学時代に柔道をやりまして、全員が有段者ということですので、ある程度の指導はこの状態の中でやっていけるのかなとは考えておりますけれども、安全性というのはこれからきちっと整備した中で、体育の中での武道というのは進めていかなければならないものと考えております。

○委員長（大光 巖） 答弁簡潔に。

○委員（小久保重孝） 詳しく説明いただきました。今の時点でやめる、やめないという議論にもなりませんし、移行期間の部分で事故は軽微なもの、事故というか、捻挫程度で済んで、事故とも言えないようなことで、問題はなかったということですから、これは信じるしかないのですが、ただ一方でやっぱり今のお子さんたちの体力というのが非常に落ちているということの中では、昔と違ってやっぱり心配な点はたくさんあります。私も柔道を子供のころにやっていたのですが、とにかく来る日も来る日も受け身、受け身の毎日でありました。とにかく受け身をやることでかなり安全に取り組みができたなと思っておりますから、10時間という短い時間の中でどの程度できるかということはあると思いますが、恐らく目的の部分で、今回は体力とか柔道を強くということではなくて、非常に精神的な部分が強いのかな、そんなふうにも思っておりますから、その部分をどう子供たちに伝えられるかという点でしっかり活用していただきたいと思いますと思っております。これについてはぜひ進めながら親御さんなどの声もしっかり聞いて、進めていただきたいと思いますというふうにも思いますので、よろしく願いいたします。

それから、次まいります。社会教育費の文化振興費、宮尾登美子文学記念館の運営管理費、これも毎回やらせていただいておりますけれども、これまた改めて今度歴史の杜の一体的ないろんな機能が変わっていく中で、今回こうやってまた新しい予算、新年度の提案の中で、その管理方式については特に内部では考えは、検討はなかったのかどうか、直轄、また指定管理、いろんな方法があったと思うのですが、その点についてはいかがだったのでしょうか。

○文化課長（篠原 進） 24年度の予算に当たって、今の管理方法をどうするかということにつきましては、今のことについては特に検討はしておりません。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） ちょっと答弁が聞こえないところもあるので、はっきりと行っていただければいいのですが、今検討していないということで理解いたしました。ただ、あそこの部分で黎明観の取り組みも今どうしようかということで考えていたりしておりますし、将来的にどうされるの

かなと。もちろん今も活用していくという中で、将来の絵を描きながら24年があるのか、今までと同じ継続の中で使っていくのか、その活用の方法は毎年毎年やっぱり考えていかなければならないというふうに思っているのですが、せつかく大変すばらしい施設でもありますし、活用方法、新しい活用方法といいますか、集客、毎回毎回いろんな企画があることは存じているのですが、内部で検討されているのかなと思っはいるのですが、この点について、今管理方法のことでお伺いをしましたが、中身について24年どんなふう考えているのか、お聞かせをいただけますか。

○文化課長（篠原 進） 小久保委員さんのご質問にお答えします。

宮尾登美子文学記念館の中身ということでございまして、内容としましては、まず昨年も実施しておりますけれども、ボランティアによる朗読会、それから文学館のバスツアー、それからロビーコンサートなど、ある程度そういうような形を実施する中でこの施設の運営をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 中身が足りないわけではないのですが、ちょっと何かその思いが余り伝わってこないのですが、これは次の黎明観と一体的な中で考えていくという位置づけなのでしょうか。以前からこの部分での指摘、もちろん宮尾登美子文学記念館としての位置はあるのですが、いま一つ認知が足りないというような感じがしておりまして、もっともっと活用策図れないかということの中で、それこそ以前は大島所長ともやりとりをさせていただいたこともございますし、いろんな企画はあるのでしょうかけれども、このままでいくのか、もっともっと何か新しいことを考えていくのかということの中で、もう少し長いスパンでの計画みたいなものがあったらいいのではないかなというふうに感じていたのですが、そういうことについては特に考えはないのでしょうか。このまま進めるのでしょうか。

○市長（菊谷秀吉） これも前から何回もお答えをさせていただいておりますが、黎明観が、物産館が引っ越した後は、その跡地を活用して、宮尾文学記念館等をあわせて全体的に施設整備をやって、ご指摘のあった管理運営についてもその中で検討していこうということで内部では協議をしているところでございますので、何年にできるかわかりませんが、できるだけ早く、開拓記念館の関係もありますので、市のほうとしては教育委員会とお話をしながら、できるだけ早い段階でそのように取り進めていきたいなと、こう考えているところでございます。

○委員（小久保重孝） わかりました。市長から前からそういうお話もいただいておりますし、今年度の部分で少しでも何か変わったことはないのかなと思っておりますので、その部分、費用のこと、お金のこともございますから、なかなか難しいのもわかるのですが、ぜひ毎年毎年計上して進めていく事業でもありますし、将来を見据えた中で今はどうあるのかという点でぜひお答えいただきたいなと思っております。

次は、美術品の購入事業について確認でございます。1,058万ということで、中身についても説明資料でわかっているのですが、今回の美術品購入というのは、これはもうことしが市制施行40周年ということもあるのでしょうかけれども、ある意味私たちのまちで活動してくれている芸術家の方のいわゆる作品を買うことで文化を育てていくという意味が大きくあるのだらうなと思うのです

が、これは考え方としては毎年こういうことも念頭に置いて、そういった文化資産というものをふやしていくという考え方もあるのか、今回は特別だという考え方の中にあるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○教育部長（仁木行彦）　ここ長く日本のトップの画家の先生が活動してくれているわけですので、私どもとしては今回限りというのではなく、少し続けて作品を集めたいというふうに思っていますし、今、これは市長とも相談していきながら、何年か続けていただければというふうに私どもは思っているところです。

○委員（小久保重孝）　皆さんどうも声が小さいようでございますので、大き目をお願いしたいのですが、今部長の答弁はわかりました。何年かは続けていくということの中で、これは財政状況もありましょうし、ただ文化を育てていくという面で、その目的もあるということもわかりました。ただ、一方で、この間も社会教育に携わっている市民の方から、噴火湾文化研究所の事業、そして同人展、また絵画の購入、聞いたのだけれども、とてもその場で反対とは言えなかったけれども、やっぱりちょっとこれ本当に大丈夫だろうか、そんな声もお聞きをします。噴火湾文化研究所と接点のない市民の方というのは、やっぱりなかなか理解までいかないのであります。本当に野田先生は大変すばらしい先生で、東京などのそれこそ展覧会といいますか、展示会なんか行きますと、その大きさがよくわかるのですが、ただこの伊達にいたら多分わからないのです。ですから、そういう意味ではこういう支出がやっぱり非常に特別なもののように思える、そんなふうにも思うのです。ですから、やっぱり市民に対してこのことへの理解も促していかなければいけない、そのように思うのですが、この点については市長からお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（菊谷秀吉）　これもやっぱり財政状況によるのだろうと思います。これは、私が市長に就任したときにこんな話あれば、とてもではない、お断りするということになるだろうと思いますが、今の現状を考えれば多少余裕があるという状況ですから、今のうちにやるべきところはやっておいて、やっぱり人間というのは心に余裕がないとなかなかだめな面もあるなど。要するに効率性だけすべて推しはかれないものがございまして、文化というのはまさしくそういう効率性だけでは推しはかれない人間の奥の深さというものをやっぱり表現できるものでありますから、そういうご指摘、ご批判というのは当然あってしかるべきだと思いますので、そういう方々がこういう作品を見ることによって少しずつ変わっていただければなど。しかし、財政が厳しいときにここまでやる必要はないと思いますが、そこら辺は先ほど教育部長が答弁したように、財政状況を見ながら適時に判断していくということだろうと、このように考えております。

○委員（小久保重孝）　わかりました。

それから、次は123ページの市民研修センターの運営管理費のところでございます。昨年に比べて190万ぐらいの減額になっております。利用実績等含めて、新年度の活用というものはどう考えているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○生涯学習推進課長（下田良徳）　お答えいたします。

市民研修センターの活用につきましてでございますけれども、研修棟、それから体育館でございます。体育館につきましては、新しい総合体育館ができて、そちらのほうに利用者を誘導してお

ります。それから、研修センターにつきましては築、昭和42年の建設でございまして、45年経過しております。非常に老朽化いたしております。今不登校児の対応のフェニックスの教場といいますが、そういった施設として体育館、研修室活用しておりますけれども、一般の利用につきましては、非常に老朽化していると、それから改修するにしても特殊工法のためになかなか改修等も難しいという状況の中で、一般の利用につきましては新年度以降一時休止と、休止という形をとらせていただいております。したがって、新年度の予算につきましてはそういった活用に限定をされますので、かかる需用費、それから役務費、清掃にかかります委託料、そういったものの減額が193万ということでございます。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） わかりました。老朽化の部分は、以前からご指摘がございましたし、今機能を限定するという中で使っていくということで、わかりました。ただ、一方で、これ今回防災の視点でいろんなことが言われていて、高台のいわゆる公共施設というのは非常に有効だということの中で、改修が非常に難しいというお話ですが、この位置づけ、市民研修センターの位置というか、これは非常に大きな課題になったのではないかなというふうに思うのです。そのことを現状で表現することは難しいと思うのですが、今お答えも結構なのですが、今までの機能とは違う形で何か活用しながら、将来の災害の避難場所としての機能ですとか、そういった点で有効なのではないかなと思っておりますので、これはまた一般質問などででもさせていただきますが、そのためにも細く長く続けていっていただきたいな、今のところは、そのように思っております。よろしくお願いをしたいと思います。

あと、委員長、まだあと3項目ぐらいございますが、このまま続けてよろしいでしょうか。

○委員長（大光 巖） 小久保委員に言いますけれども、質疑ですから、極力要望事項を省いて質疑をしていただきたいなと思います。よろしく。続けて結構です。

○委員（小久保重孝） それでは、次は図書館のほうにいきます。123ページ、図書館費でございます。今回図書館運営費のほうは120万ぐらいの増額になっておりますが、中身についてもう少し説明を求めたいと思います。

○図書館長（蓬田 徹） 図書館運営費の増額についてでございますけれども、これは老朽化した公用車の購入費でございます。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） わかりました。そうすると、中身について図書館の運営管理に何か影響があるということではないわけですね。了解をいたしました。

それと、ちょっと新しい言葉として図書館情報システム全体共通保守・全件MARC等負担金というのがありますが、これももう少しちょっと説明いただけますか。

○図書館長（蓬田 徹） お答えいたします。

全件MARCというのは、図書を検索するためのデータベースとなるものでございまして、毎月1,000点を超える書籍が発行されますけれども、それを検索する上で著者、著者名、本名、それから経歴、生年月日、本の内容とか、いろいろありますので、それをあらゆる角度で検索するための

ソフトでございます。

○委員（小久保重孝） 検索システムは以前から入っていて、広域のほうでやっていることの中での負担金ということですが、これは以前から検索システム自体が変わったのでしょうか、それともこれは以前から使っているものと同じシステムなのでしょうか。

○図書館長（蓬田 徹） この全件MARCにつきましては新しいものでございまして、広域で、3市で利用するために導入したものでございます。

○委員（小久保重孝） 以前に検索のシステムもっと安価にできないかというようなご提案も実はさせていただいておりましたが、3市で決定をしたこととございまして、これ以上申し上げませんが、有効に、また使う側がそれを十分理解して使っていただければいいのかなと思っておりますが、せっかく入れるものでありますから、十分に活用を図っていただきたいと思っております。

それで、あと最後は……最後ではないですね。まだあと2点あるのですが、カルチャーセンター費のほういきましようか。同じ123ページであります。以前土木費の中で計上されていたのですが、今回から教育費ということとでございます。この辺については、どのような整理があったのでしょうか。

○教育部長（仁木行彦） このたび4月1日に総合体育館がオープンいたします。総合体育館とカルチャーセンター、一応子どもが兼務、兼任ということになっていたのですが、調べまして、一部市長から事務が委任できるということになりましたので、総合体育館とあわせた形でカルチャーセンターも教育委員会のほうに事務を委任するという形をとらせていただきました。

○委員（小久保重孝） わかりました。ただ、やっぱりかかる運営管理委託料の部分は、これも毎度話題に出させていただいておりますけれども、非常に多額に上っておりまして、このことの下げることができないのかとか、使用料の見直しとか、減免団体の見直しとか、そんな話を以前からさせていただいております。利用実績などもつぶさに聞けばいいのかもしれませんが、これ以上、ある面、工夫してもこれはこれ以上減額というのは難しいということなのか、また収益というものをもっともつやすということの余地というのはないのか、その辺については内部としてはどのような考え方を持っておられるのでしょうか。

○生涯学習推進課長（下田良徳） お答え申し上げます。

現在カルチャーセンターの維持管理につきましては、ご案内のとおりNPO法人伊達メセナ協会へ委託を行っております。維持管理等につきましては、施設の老朽化に伴う修繕、あるいは施設利用につきましては指定管理者と連絡を密にして、協議を行いながら進めているところでございます。使用料をふやすという部分でございますけれども、芸術文化が非常に盛んな当市におきましては多くの市民の皆さんに利用されております。社団法人全国公立施設協会が公表しております大ホールの稼働率でございますけれども、道内、カルチャーセンターと同規模の1,000人規模の大ホールでございますけれども、北海道地区におきましては平均34%程度の、三十四、五%の稼働率でございます。伊達のカルチャーセンターにおきましては、直近5年の平均でございますけれども、四十六、七%ということとございまして、全道の稼働率平均を上回っているところでございますけれども、今後さらなる利用促進に努めてまいりたいと存じております。また、支出の関係につきまして

は、老朽化しているということがございまして、節減等に努めておりますけれども、築十七、八年ということもありまして、修繕費を要する状況となっておりますことから、ご理解いただければと存じております。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） わかりました。比較の中ではよく使われているということの数字は参考になります。

それと、体育館ができることによって、今内部にあるスポーツジムが移設されて、その部分があって、その活用なども今度は別の形でできるようになると思うのですが、その部分については今具体的には、ではどういうふうに活用を考えているのかという点はいかがでしょうか。

○教育部長（仁木行彦） これプールができて、スポーツ、体力づくりの関係は行くものですから、あそこは託児施設というのですか、そういった形で利用して、利用者の便宜を図っていききたいというふうに考えているところです。

○委員（小久保重孝） 以前の議論の中で、託児のサークルのほうで要望が出ていたと思います。今でもその必要性があるのかどうかというのは確認をしなければなりません、ある面そういう場所としては最適なのかなというふうに思っておりますので、そこに向けて整理をされていくということだと思います。

また、先ほどの収益を上げるという点で、委託の中の中身にはなかなか踏み込めないのですが、ある面飲食店の設置というものでテナント料などの収入というものを確保していくという案もある面1つ考え方としてはあると思うのですが、こういうことについては内部で協議はされていますか。

○教育部長（仁木行彦） 具体的に飲食店を入れるかどうかというのは何回か、前にはしたのですが、なかなか採算とれないのではないかと話もありました。今の指定管理が平成26年度までということになっています。伊達市全体で指定管理のあり方ももう一度見直すということになっていますし、カルチャーセンターにおいても、このままでいくのか、それとも利用料金制を導入していくのか、自主事業もどういうふうに委託、指定管理者に任せていくかといった点でいろいろ検討していかなければならない点があると思いますので、今の無料、減免の団体、その辺についても今後すべて見直して行って、料金の関係、それから経費の関係、これを一回洗い直したいというふうに考えております。

○委員（小久保重孝） わかりました。洗い直していただくということで、またそれもお願いをしたいと思っています。

それで、最後は127ページのほうにいきまして、体育施設費のほうであります。体育施設費の中で、ちょっと1点、まなびの里がスタートいたしますので、B&Gの施設というものは、引き続きこれは活用ということでよろしいのかどうか。指定管理の期限は25年3月末までということになっていますので、そのことについては変わりがないのかもしれませんが、B&Gの施設というもののあり方というものも現状、24年度に向けての中ではどんな議論になっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○教育部長（仁木行彦） 現状でいきますと、当面は現状のまま使っていかなければならないとい

うふうに考えています。

○委員（小久保重孝） 当面はということですが、ちょっとささやかれていますのは、やっぱり役割が終わるのではないかというような中で、どう、では活用を図っていくかというところで非常に悩ましいところはあると思うのですが、ただせつかくの施設でもありますし、どう管理をしていくのかというのは、費用もかかる中で非常に頭の痛いところではないかと思うのですが、これはちょっと政策的な課題だとすれば、市長から確認をしたほうがよろしいのでしょうか。B & Gについては、市長、今の時点でもしわかっていることがあれば、お聞かせをいただくことは可能ですか。

○市長（菊谷秀吉） なかなか難しい問題でございます。B & G側も、今だんだんみんな自治体が後ろに引いてくる時代なので、何とかとどまってくれというお話もございますし、また我々としても実際に利用率なんかの低迷ということもございますので、新体育館ができて、全体の利用がどうかということで、実績値をもとにしながら最終的に判断して、B & Gと話し合いをしたいなど、このように考えております。

○委員（菊地清一郎） それでは、簡潔にお尋ねしたいと思います。

まずは、図書館費の中の、123ページですが、今同僚委員からもございましたけれども、図書館情報システムということで、このたび広域連携事業の一環としまして、伊達、室蘭、登別の広域連携一環事業という形の中での図書システムということではございます。それで、この中で、スタートして間もない事業ですが、これまでの何かふぐあいだとか問題点、そういうものが何かございましたらお聞かせしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○図書館長（蓬田 徹） 今年1月から新しいシステムが稼働しておりますけれども、一部ふぐあいがあったことは事実でございます。これは、データを移行する際、個人が借りている本を新しいシステムで移しかえるのですが、ベンダーのほうで解析が不十分であったため、それがスムーズに移行されていないというのはありました。それは、随時解決を図っておりまして、最終的には2カ月程度で解決されるものと思っております。

○委員（菊地清一郎） いろいろな問題点が出るものですので、ひとつしっかり対応をお願いしたいと思います。

それから、2点目ですが、同じ内容、質問ですけれども、広域連携という中での今後のことを考えたときに、例えば読み聞かせだとか朗読だとか、そういう3市合同で何か子供たちの教育目的のために今後事業等を計画するというようなお考えはございませんでしょうか。

○図書館長（蓬田 徹） ただいまおっしゃりました読み聞かせとかにつきましては、それぞれ各図書館で、各地域でやっておりますので、これはやはり地域密着ボランティアとして活動しておりますので、合同ですということは今のところ考えてございません。

○委員（菊地清一郎） 今読み聞かせに関してのお話だと思うのですが、これからいろいろとご検討していただきたいと思えます。

それから次に、美術品購入の件ですが、これも先ほど同僚委員からございました。119ページですけれども、先ほど市長の答弁にもございましたけれども、予算が許せるときにというお話がござ

いました。将来にわたり子供たちの芸術文化の育成及び市民の文化意識の高揚を図るためという、そういう事業目的が書かれてあります。本当にそのとおりだなというふうに私は理解しております。それで、逆に私は、例えば日本でも写実絵画の本当に有名な野田先生の作品を伊達市が購入をして、そして例えばですけども、野田先生の作品は伊達に6割、7割あるということも、今後の例えば美術館構想、博物館構想がもしあるとするならば、その中に非常に生かせる部分かなというふうにも考えるわけでありまして。ですので、こういう今回の購入事業というのは非常に重要な意味があるのではなかろうかというふうに思います。それで、1点ちょっとお伺いしますが、今後許せる限りあるというお話をいただきました。それで、目的は非常にわかりました。ちょっと私思ったのですが、これは一種のこの先生方に対する支援策というか、そういう部分も含まれているのかなというふうにもちょっと感じたところがあります。今野田先生は伊達市のために文化活動をボランティアのような形で引き受けていただいております。これは、本当に大変感謝すべきことだというふうにも認識しておりますので、そういう意味で支援対策の一つではなかろうかなというふうにも考えたわけですが、その辺はいかがですか。

○市長（菊谷秀吉） とても支援と言えるほどの金額ではございません。画料がけた違いなので、通常であれば1,000万ぐらいの金額だったらわずかな号数のしか買えませんけれども、これは先生が地元で本物の絵を残したいという思いがあって、この金額で買わせていただくということでございますので、支援ということまでは正直残念ながらいかないというのが現状でございます。

○委員（菊地清一郎） わかりました。

それでは、最後ですが、今野田先生、永山先生、広戸先生、この3名の方から1,000万の購入するということですが、おのおの大体何点ずつなのか、具体的にわかれば教えていただきたいと思えます。

○教育部長（仁木行彦） それぞれ1点ずつというふうに考えております。

○委員（菊地清一郎） わかりました。合計3点ということですね。

以上で終わります。

○委員長（大光 巖） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ないものと認め、第10款教育費についての質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

休 憩 （午後 0時00分）

開 議 （午後 1時00分）

○委員長（大光 巖） 会議を再開いたします。

次に、第11款公債費から第13款予備費について、128ページから133ページまでの質疑を願います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ないものと認め、第11款公債費から第13款予備費までの質疑を終わります。

以上で歳出についての質疑を終わります。

続いて、事項別明細書、歳入についての質疑を行いたいと思います。

それでは、第1款市税について、12ページから15ページまでの質疑を願います。質疑はございませんか。

○委員（小久保重孝） まず、市のたばこ税の関係でございませうけれども、たしか前年は歳入低く抑えられておりましたが、今回3,000万ぐらいですか、増額ということで見込んでおられるのですが、それはどういう根拠なのでしょう。

○税務課長（斉藤嘉朗） たばこ税につきましては、平成22年の10月1日に値上げになりまして、その影響で増収ということで考えております。

○委員（小久保重孝） そうすると、それは本数とかには影響、本数の影響というものの、実際に販売の実績がふえる、減るといふ部分では、値上げ分の増額ということなのか、現状で減っていないながらもこうなるのかという点ではどういう状況なのでしょう。

○税務課長（斉藤嘉朗） 本数的には、いわゆる旧3級品以外、セブンスターとか、これらにつきましては5%程度の減を見込んでおります。あと、エコーとか、旧3級品につきましてはほぼ減はないと見込んでおります。本数的には総体的に減を見込んでおりますけれども、いわゆる増税分で税収的には増になるという考えでございませう。

○委員（小久保重孝） わかりました。市にとっては非常に大きな財源なのだと思いつつも、健康被害のことも考えますと、非常に複雑な思いでございませう。

それで、次は入湯税でございませう。これも毎度聞いておりますけれども、これの宿泊分、日帰り分、湯治分、修学旅行宿泊分と、微妙に前年度に比べるとその数字、見込みの数字が宿泊分はたしか9,000人少な目、日帰り分は6,000人多く、そういうふうになっているのですが、この辺の根拠というのはどういうことになっているのでしょうか。

○税務課長（斉藤嘉朗） 宿泊につきましては、例年大体5%ぐらい落ちておりますので、5%減で見えております。それから、日帰りと修学旅行につきましてはほとんど毎年変わりませうので、減を見ないで、前年度と同数程度で見えております。

以上でございませう。

○委員（小久保重孝） 宿泊分は5%減というのがわかるのですが、今お答えですと、前年度分と同等といつても、それでもプラス6,000ということは、これは前年どこかでたしか実績を確認をして、たしかそれに基づいて出しているというようなことをたしか以前聞いたことはあるのですが、その数字というものがあつて、この5万3,000人ということなのかと思うのですが、その辺のことについてもう少し詳しくお願いいたします。

○税務課長（斉藤嘉朗） 宿泊につきましては5%減にしまして、約24万4,000人程度を見込んでおります。それから、日帰りにつきましては5万3,000人程度、それから修学旅行につきましては4,500人程度ということで計上してあります。

○委員（小久保重孝） 今その数字はこの説明資料でわかりますので、その説明は結構だったのですが、要は根拠が今のお答えと、前年度と変わらないと言いつつも日帰り分は6,000人プラスさ

れておりますので、ならしたところで月当たり500ずつのプラスというのが、宿泊は減るにしても、その分、逆に日帰りが多くなるというその理由がよくわからないので、その辺を確認をしたいと思います。

○税務課長（斉藤嘉朗） この数字は、今年度の一応決算見込みを立てております。毎月申告納税ですから、翌月の頭にそれぞれ申告が出てきます。その実績を積み上げて、23年度の一応決算見込みの数字を出しまして、その見込みから、例えばマイナス5%とか1.0とか、そういう数字で出しております。

○委員（吉野英雄） 同じ13ページの都市計画税についてお伺いをします。

ここに土地課税標準額、それから家屋課税標準額で合わせて幾らで、それに0.2%を掛けて、これは収納率を上げているのだなと思っておりますが、この土地課税、それから家屋課税のそれぞれの課税対象世帯ですね、これは。これについてはおわかりでしょうか。教えていただきたいと思えます。

○税務課長（斉藤嘉朗） 都市計画税につきましては、固定資産税と連動するのですが、伊達市内の土地につきましては約7万筆あります。それから、家屋につきましては約2万棟あります。それらの個々に賦課した課税標準を積み上げたものでございます。

以上でございます。

○委員（吉野英雄） それで、これ私が議員になってからもどなたか一般質問等でやられたかと思いますが、この都市計画税、半永久的に続くのかという議論もたしかあったのではないかなと思うのです。菊谷市長の前の阿部市長の時代にもたしか一般質問で、いつまで続けるのかというようなお話があったと思います。都市計画を進めていくためには必要ないわゆる超過課税としてやっているわけですが、これらについて、都市計画がどの程度進んで、どの程度完了していくのかということと市の発展をどういうふうにしていくのかということとバランスしていかなければいけない問題ですけれども、都市計画税というのは半永久的な税金ではないだろうと思っておりますが、この辺の見直していくタイミングといいますが、それを検討するような時期というのは、どういう場合になった場合にこれは見直しのタイミングというふうにお考えでしょうか。

○税務課長（斉藤嘉朗） 今吉野委員さんおっしゃいました都市計画税ですけれども、特に超過課税をやっているわけではございません。いわゆる標準税率、それから制限税率、採用税率がありまして、伊達市の場合は制限税率0.3に対しまして採用税率0.2ですから、特に制限税率の0.3を使っているわけでもありませんし、超過課税をしているわけでもございません。一般的に35市中ほとんどの市が都市計画税やっておりますので、特に伊達市だけが都市計画税をずっと継続しているということではございません。

○委員（吉野英雄） そうすると、これは市として都市計画を計画立てて進めていく以上は、これは半永久的にやっていく税金だというふうにとらえていいのでしょうか。

○市長（菊谷秀吉） これご案内のとおり地方税の関係でいきますと、国と地方の関係で、今税は6・4で、国が6、地方が4でございます。それをできるだけ5対5にしていこうとか、あるいは消費税の今度5から10まで移行する過程の中で地方消費税の割合も決めていこうと、そういう全体

的な税議論の中でこの都市計画税というのは議論されるべきであって、これだけ単独にぼおんと出てきて、議論というのはなかなか困難ではないのかなと、このように理解をしております。

○委員（吉野英雄） そうしますと、消費税の行方がどうなるか、地方消費税の分、どうなっていくかという問題はありますけれども、これについてはいろいろ議論が分かれるところですが、消費税そのものは、でもいずれかの時点でこれは議論されるべき時期が来るだろうというふうに市長はとらえていらっしゃるのでしょうか、今のお話から推測すると。要するに国と地方の関係ですとか、そういった関係からいくと、そういう中で総合的に検討すべき時期は来るのかもしれないというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

○市長（菊谷秀吉） この関係は、いずれかではなくて、今既に議論が始まっております。これは、ご案内のとおり国と地方の協議の場ができて、地方六団体と国の総理以下来られて、議論していくという過程の中でこの税源については当然議論の対象となってくるかなと、このようには考えております。

○委員長（大光 巖） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ないものと認め、第1款市税についての質疑を終わります。

次に、第2款地方譲与税から第21款市債について、14ページから37ページまでの質疑を願います。質疑はございませんか。

○委員（小久保重孝） 使用料の関係でお伺いをいたします。

総務使用料の行政財産目的外使用料が減になっております。この内容についてもう少し説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○財政課長（本間孝美） 詳細は担当課、商工のほうの関係でございますので、あれですけれども、実は黎明観の施設使用料の中で目的外使用料ということで物販していたところでございます。こちらについて目的外使用料で納めておりましたので、この分を観光物産館のほうになりましてからは指定管理料の中で相殺しているということでございます。

○委員（小久保重孝） そうしますと、自販機の取り扱いなんかは同じでしょうか。いかがでしょうか。

○財政課長（本間孝美） 自販機の関係と申しますのは黎明観のということでしょうか。それにつきましては、物産館の中で使用料という形で、目的外使用料ではなく、本来の使用料という形で取るというふうに進めております。

○委員（小久保重孝） わかりました。

それから、これはいつも聞いておりますが、火葬場の使用料がふえております。利用の増ということの見込みなのかと思うのですが、利用実績と見通しと、まず利用実績について確認をしておきたいと思えます。

○環境衛生課長（村田 修） お答えいたします。

火葬場使用料、100万ちょっと増となっておりますが、この関係は昨年の23年度予算で10歳以上の大人で400人を見ておりました。これを24年度予算は417人と17人ふやしました。これは、平成22

年の実績が434人という形でふえておりますので、ふえた分の半分近くをふやした形になります。また、市街地が昨年の予算では100人しか見ていなかったのですが、ことしは138人ということで、これも22年の実績が155人という形ですので、少し多目に見るようにしたものです。

以上です。

○委員（小久保重孝） 先日同僚議員の一般質問でもございましたし、老朽化していく中で、ただニーズは非常に高いということで、この数字が大きくなっていくところはそういうことの原因でよくわかりましたが、ある面その使用に耐えられるのかということの部分では、今考えている数字の中ではやりくりができるということによろしいですか。

○環境衛生課長（村田 修） 委員のおっしゃるとおり、今の維持修繕計画で十分もつという考えでおります。

○委員（小久保重孝） これは、私が以前申し上げておりますが、火葬場の使用料、もちろん安ければ、それはそれで行政サービスとしては満足度が高いのかもしれませんが、ある面この部分でのコストバランスを考えれば、これからの改修を考えれば、もっと料金を上げてもいいのではないかという提案もしておりますけれども、そのことの議論というのは内部ではございますか。

○環境衛生課長（村田 修） 現行の施設においては、料金等の値上げについては現時点では考えておりません。ただ、今後改修等がはっきりしてくれば、やはりコストの関係で議論してまいりたいと考えております。

○委員長（大光 巖） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ないものと認め、第2款地方譲与税から第21款市債までの質疑を終わります。

以上で歳入についての質疑を終わります。

最後に、継続費、債務負担行為、地方債及び一時借入金について、1ページ、6ページから8ページ、140ページから147ページまでの質疑を願います。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ないものと認め、継続費、債務負担行為、地方債及び一時借入金についての質疑を終わります。

以上で議案第17号に対する質疑はすべて終わりました。

これより議案第17号の討論に入ります。

議案第17号については、原案に反対する討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

○委員（吉野英雄） 討論を行います。私は、議案第17号 平成24年度伊達市一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

議案第17号には歳出に各会計への繰り出しが行われておりますが、国民健康保険会計への繰り出しは前年比2,308万円増の3億5,483万円となっております。平成23年12月の第4回定例会において保険税引き上げ改定が行われましたが、この国保税条例改正をもとに一般会計からの繰り出しが行われております。国民健康保険は、戦後1959年の施行において第1条で、この法律は、国民健康保

険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると規定し、第4条では、国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならないことを規定しております。小泉構造改革以来、長引く経済不況と大企業の非正規切りが横行する中、雇用状況はいまだ改善の兆しが見えず、3月に発生した東日本大震災の影響が追い打ちをかけており、市民生活は失業、離職後の期間が長期化し、仕事がないまま失業給付金切れとなる労働者、月々の運転資金の見通しがなかなか立たないまま、いつ廃業に追い込まれるかと苦悩する中小零細業者、生産コスト高、価格保障のない中で経営難に陥っている農漁業者など、あらゆるところに生活破壊が広がっております。民主党政権は、税と社会保障の一体改革の名のもとに、医療、介護などの社会保障の改悪、負担増と消費税の増税を打ち出しています。このような状況のもとで、慢性的な赤字体質からの脱却、平成22年度決算で累積赤字が5億1,600万円に達したこと、今後も収支バランスがとれない厳しい状況にあることを理由として、自主財源を確保するため、保険税の引き上げが行われました。

これまでも平成12年の介護保険制度導入や平成20年の後期高齢者医療制度導入以降、毎年のように国保、介護、後期高齢者を含めた改正が行われてまいりましたが、保険税、料の引き上げが国保財政等の健全化、赤字解消につながったとは言いがたいのであります。担当部署での収納率アップのためのさまざまな取り組みや納付相談などが一定の効果を上げておりますが、根本的なところで担税能力を超えた保険税の負担は滞納世帯、滞納総額の増加となり、収納率向上にも限界が見え始めております。国の医療費窓口負担増に加え、被保険者への資格証や短期証の発行が受診抑制を生み、治療を受けられないための病気の重症化も一層懸念されております。

そもそも市町村の国民健康保険財政が膨大な赤字を招いた原因は、1984年の国民健康保険法改悪によって、それまで医療費の50%だった国庫負担を医療費の38.5%に切り下げたことを皮切りに、事務費国庫負担の削減、保険料減額措置や助産費の補助金への国庫補助廃止などの改悪を行い、国が国保法第1条に規定する国の責任を放棄し、実施主体である市町村に負担を押しつけてきたことにあります。平成22年12月に国保中央会や都道府県国保団体連合会、全国知事会、全国市長会など9団体が行った国保制度改善強化全国大会で、国民健康保険が直面する諸問題の改善を期して、従来の枠を超えた国庫負担割合の引き上げなどを国に求めていることは、このことを裏づけております。

市は、保険税について1世帯当たり全道で25位、1人当たり全道で28位であり、国保財政健全化のために引き上げはやむを得ないと強調しております。しかし、伊達市での滞納世帯が1,024世帯、加入世帯の16.2%に上っておりまして、資格証明書発行数は56世帯、短期証交付は279世帯となっております。国保加入者の所得が加重平均で115万5,000円程度しかなく、現行の国保税額でも担税能力を超え、市民生活を圧迫していることは明らかであります。

市長は、市政執行方針で選択と集中、安心して暮らせる地域社会を強調されましたが、市財政の選択と集中の課題として、市民生活の安定に振り向ける必要があると考えます。

よって、私は議案第17号 伊達市一般会計予算に反対であることを表明し、討論いたします。
○委員長（大光 巖） 次に、原案に賛成する討論の通告がありましたので、発言を許可いたしま

す。

○委員（辻浦義浩） 私は、議案第17号 平成24年度伊達市一般会計予算に賛成する立場から討論を行います。

地方財政は、社会保障費の増加の一途をたどり、極めて厳しい状況と認識しております。こうした状況の中、平成24年度一般会計予算は、市税の増収や地方交付税の伸びを見込むなど歳入を確保しつつ、障がい者や高齢者にも配慮し、扶助費の歳出予算も大きく伸びを見込んでいるものであります。また、プールなどの市民の多くが望んでいる施設の整備や農地利用集積円滑化事業など産業振興対策もしっかりと盛り込んでおります。このことから、議案第17号は、限られた予算の中で市民の要望にこたえるとともに、その負担軽減に最大限の努力を行った内容となっており、伊達市の特色を生かしつつ、将来の財政運営の安定をも見据えたものととらえております。

私は、市政執行方針における選択と集中はまちづくりという視点で行うものであり、安心して暮らせる地域社会づくりはむしろ選択ではなく、必要不可欠であるべきと考えます。その意味からも健康、高齢者、障がい者、低所得者、子供、コミュニティー、防災といった市民生活全般に配慮した予算であると認識しております。

以上の理由から私は議案第17号に賛成であることを表明し、討論といたします。

○委員長（大光 巖） ほかに討論の通告がありませんので、討論を終わります。

議案第17号については、反対の討論がありましたので、起立により採決いたします。

議案第17号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の委員は起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（大光 巖） 起立多数であります。

議案第17号については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で付託された議案の審議は終わりました。

お諮りいたします。審査結果報告書の案文については委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） 異議ないものと認め、そのように決定をいたしました。

以上で当委員会に付託となった案件の審査を終了いたしましたので、一般会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午後 1時27分）